

先端設備等導入計画の変更申請書提出用 チェックシート

【本シートは、申請書に添付して提出してください。】

R2.7.08版

事業者名			
住所			
代表者氏名			
担当者氏名		担当者メールアドレス	
電話番号		FAX番号	

以下について提出前に確認を行い、右側の「申請者チェック欄」に「レ」をチェックしてください。

(1) 申請に必要な書類

必要提出書類			申請者 チェック欄	宇治市 確認欄
1	申請時に 必ず 必要な 書類	先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書 写しを申請者が保管		
1-A		(参考様式3)先端設備等導入計画の変更認定申請に係る添付資料 変更認定申請書の「1 変更事項」「2 変更事項の内容」を「別紙の通り」と記載する場合提出必要。		
2		先端設備等導入計画 写しを申請者が保管		
2-A		先端設備等導入計画に係る認定について(写し) <u>（変更前）と記入すること。</u>		
3		先端設備等導入計画に関する確認書(認定支援機関確認書)		
4		市税に滞納がないことを証する書類 <u>最新のもの追加取得が必要</u> 宇治市役所2F納税課で取得できます。 (納税額が記載された「納税証明書」ではなく、市税につき滞納なしの記載がある「納税証明書」の提出が必要ですので、ご注意ください。)		
5-A	特別固定資産税の場合に必要な書類	(申請時に「工業会証明書」を入手している場合) 工業会証明書(写し) 原本は申請者が保管		
5-B		(申請時に「工業会証明書」を入手していない場合) 先端設備等導入計画の認定後に以下の書類を提出してください。 工業会証明書(写し) 原本は申請者が保管 先端設備等に係る誓約書		
6-A	リースの移転外に必要書類	リース契約見積書の写し		
6-B		固定資産税軽減計算書の写し		
7-A	事業用家屋をご申請される場合に必要	建築確認済証の写し(新築家屋とわかるもの)		
7-B		購入契約書の写し(事業用家屋と家屋に設置される先端設備の取得価額がわかる書類) 事業用家屋の取得価額が120万円以上のもので、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの		
7-C		建物の見取り図の写し(新たに取得する事業用家屋の内外に先端設備を導入することがわかる書類)		
7-D		対象家屋の内外に設置される先端設備の工業会証明書の写し		
8	構築物をご申請される場合に必要書類	購入契約書の写し(構築物の取得価額がわかる書類) 構築物の取得価額が120万円以上のもの		

(2) 申請書・計画の記載事項について 番号は先端設備等導入計画の項目と対応

番号	確認事項	申請者 チェック欄	宇治市 確認欄
表紙	申請書表紙に住所、記名、押印があるか。(法人の場合は実印を押印のこと)		
参考 様式3	「1. 事業の実施状況について」は、先に認定している計画から変更した理由やその背景・状況等を記載してあるか?		
参考 様式3	「(1)変更事項」は、変更する項目すべてを列挙したか? (例)「4 先端設備等導入の内容(1)事業の内容及び実施時期、(3)先端設備等の種類及び導入時期」など		
参考 様式3	「(2)変更事項の内容」は、変更内容の概略を記入してあるか?		
1~5	計画変更に伴う、 追記部分に下線、削除部分に取り消し線を記入しているか。		
1	事業者の氏名又は名称、代表者名、法人番号(ある場合のみ)、資本金又は出資の額、常時使用する従業員の数、主たる事業を記載してあるか。		
2	計画の実施期間は、3年間、4年間又は5年間のいずれかになっているか。		
2	すでに認定されている事業に着手している場合、計画期間の始期を変更していないか? (始期の変更は不可。終期は1年単位で延長可)		
3	自社の事業概要、自社の経営状況について、記載しているか。		
4(1)	具体的な取組内容については、 追加または変更により導入する先端設備等の名称 について、具体的に記載しているか。		
4(1)	具体的な取組内容については、 追加または変更により先端設備の導入によって解決する課題の概要 について、具体的に記載しているか。		
4(1)	具体的な取組内容については、 追加または変更により先端設備等の導入による取組内容の概要 について、具体的に記載しているか。		
4(1)	将来の展望については、 追加または変更に伴う具体的な取組を通じた将来の経営状況の展望 について具体的に記載しているか。		
4(2)	先端設備等の導入による労働生産性が年平均3%×計画期間以上の伸び率となっているか。		
4(2)	先端設備等を追加導入する場合、旧計画を上回る伸び率となっているか。		
4(3) <建物以外>	先端設備等の設備名/型式、導入時期、所在地が記載されているか。		
	先端設備等の設備等の種類は、機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア、及び構築物の減価償却資産の種類を記載しているか。		
	先端設備等の設備等の単価、数量、金額、工業会証明書等の文書番号(ある場合のみ)が記載されているか。		
	「設備等の種類別小計」の欄には、減価償却資産の種類ごとの小計値を記載しているか。		
4(3) <建物>	事業用家屋の導入時期、所在地、金額が記載されているか。		
5	先端設備等の導入に必要な資金の額を記載しているか。 同一の用途・用途であっても、複数の資金調達方法による資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載しているか。		
	「資金調達方法」の欄には、自己資金、融資、補助金その他の資金の調達方法を記載しているか。		

(3) 先端設備等導入計画の認定とあわせて補助金等の活用を予定している場合

補助金等の名称	申請時期	平成	年	月	日

(4) 認定経営革新等支援機関の名称等

認定経営革新等 支援機関の名称		支店名	
担当者氏名		電話番号	

(5) 固定資産税の特例措置を受けるか

受ける	
受けない	

固定資産税の特例措置を受ける場合右欄を確認

どちらかに「レ」を記入してください。

確認事項	申請者 チェック欄	宇治市 確認欄
税制優遇の対象となる中小企業者等(資本金1億円以下、大企業の子会社でないこと)であるか。		

(6) 申請書郵送前の確認事項

最終確認事項		申請者 チェック欄	宇治市 確認欄
1	計画認定後、メール、郵送等によるアンケート調査を実施する場合に、ご協力いただくことに同意していただけるか。		
2	(1)の1、2の書類の写しを手元に残しているか。 固定資産税の特例措置を受ける場合、税の申告時に上記1、2の写しの提出が必要です。		
3	(1)の申請書類すべてが封筒に入っていることを確認したか。		
4	最後にこのチェックシートを封筒に入れて送付することを確認したか。		

【申請書等送付先】

〒611-0021
宇治市宇治琵琶45-13
宇治市産業会館3階

宇治市 産業地域振興部 産業振興課 宛

電話番号 0774(39)9621